

第2分科会 『通訳後のロール、ログの扱い』

文字通訳後のノートテイク用紙およびパソコン・ログの扱いについて

広島県東広島市 田中芳則(広島大学)

1 はじめに

これまで私は要約筆記者として聴覚に障害のある方への情報保障に関わり、厚生労働省カリキュラムで教わったことを厳守してきた。それは「要約筆記は通訳であることから、記述したロールやログは渡さないことが原則である。」ということであり、残ってしまったロール等は要約筆記者のメモであり、記録ではないと考えてきた。なお、大学生に対してノートテイクを教える立場となった現在もその考え方は変わっていない。

第8回全国要約筆記研究討論集会（東京）募集案内に掲載された、提言論文【通訳後のロール等は存在しないものとして扱う】に対する考え方として、どのような現場で要約筆記による通訳がおこなわれるかが重要で、同意する・しないの判断が分かれるものと思われる。これを踏まえて、以下に意見を述べる。

2 同意する・しないの判断

例を示すと、聴覚障害者が参加する一般的な講演会等で生涯教育的な現場での要約筆記においては提言論文どおり、通訳後のロール等は存在しないものとして扱うに同意するが、①本人の健康・命に関わるような病院等の診療現場、②高額商品や不動産の売買といった財産等に関する現場、そして③義務教育および高等教育の現場、での要約筆記（ノートテイク）においては同意しないし、同意できない。①～③のように文字を通じて情報を欲する、聴覚に障害のある方の人生をも左右しかねない場合には確認が必要であり、＜ロール等を存在しないもの＞としては到底、扱うことはできないと考えるからである。

また、誰が依頼者であるかで、ロール等を二次利用するかどうか、次のように判断が分かれる。

- (1) 依頼者が健聴者の場合 → ロール等を存在しないものとして渡さない
- (2) 依頼者が聴覚障害者の場合 → 原則としてロール等を存在しないものとするが、本人の申し出および状況に応じて渡す

3 高等教育現場での対応

上記で示した③の場合である、広島大学を例に説明する。大学ではノートテイクにより得られる情報が最終的に期末試験を受ける聴覚障害学生の授業単位取得、ひいては卒業に直接関係してくる。

広島大学では授業の復習のため、基本的に要約筆記者（以下、ノートテイカー）が聴覚障害学生へノートテイクした紙やパソコンのログを渡している。つまり聴覚障害学生が「確認のため」として、これらを二次利用しているわけである。ただし、ノートテイカーから聴覚障害学生へノートテイク後に、記録ではないこと、情報の抜け落ちがあったり、誤りが含まれている場合もあること、の2点を説明してからノートテイクした紙やパソコンのログを渡

しており、あくまでどこが誤りで、どんな情報が抜けているかの確認は聴覚障害学生本人の責任で行われている。当然、聴覚障害学生に渡したノートテイクした紙の内容やパソコンのログの正誤に関するノートテイク者への責任問題は発生しない。以下に2つの事例を示す。

<事例1>

教育学部Aさん（高度難聴で左右とも100dB以上、両耳に補聴器使用、H16年3月卒業）

Aさんには授業参加のためにノートテイクが欠かせない。授業中、授業担当教員の読唇やノートテイクされた紙を見ながらメモを取り、内容理解に努めていた。授業後、ノートテイクされた紙を受け取り、自宅にてその紙とメモを見て確認しながら自分のノートを作成し、後日、授業担当教員に疑問点を質問する方法で勉強していた。

<事例2>

教育学部Bさん（中程度難聴で左70dB・右50dB、左耳に補聴器使用、現在4年生）

Bさんは単語レベルで断片的には聞こえるようだが、会話としての認識が難しいのでノートテイクを利用している。授業中に板書やノートテイクされた紙を見ながら自分のノートを作成し、わからない部分があった場合には授業後すぐに教員へ質問する方法で勉強していた。ノートテイクされた紙は受け取るが、復習のために見直すことはないようである。

4 二次利用の解釈

ここで異分野から二次利用の解釈を試みる。博物館資料には一次資料（本物あるいはオリジナル）と二次資料（コピーあるいはレプリカ）の扱いがある。この場合、博物館の二次資料は、一次資料が貴重かつ保存する必要があるもので展示には向かないために用意されるものである。この二次資料は一次資料に似せて製作されるが、決して同じ物ではない。

要約筆記では通訳後に残ってしまうノートテイクした紙やログが一次資料となり、そして聴覚に障害のある方が社会参加・授業参加するため、および情報の抜け落ちを補うためには、二次資料としての利用が必要となるものである。博物館資料と同様、要約筆記で二次利用するものはコピーあるいはレプリカに該当し、手で触って確認したり、別の角度から見ても構わないし、本物（正確な物）ではないので誤りが含まれる可能性があるが、情報の抜け落ちを補い、理解するためには必要なものであると解釈できる。

5 おわりに

全ての場合に渡って<ロール等を存在しないもの>として二次利用せず廃棄処分するには問題がある。上記で示した①診療現場、②財産等に関する現場、③教育現場の場合、聴覚障害者に確認する手段がなければトラブルを引き起こす可能性があり、提言論文の主張を適用することは好ましくない。聴覚障害者本人の申し出やその場の状況に応じて総合的に判断し、二次利用を認めることが必要である。そのためには聴覚障害者と要約筆記者とが互いに議論し協力して、二次利用に関するルール作りを早急に進める必要があるだろう。

最後に、この論文をもとに有意義な議論ができることを期待したいと思う。